

○新潟県救急搬送・受入協議会規則

平成 21 年 10 月 27 日
新潟県規則第 60 号

新潟県救急搬送・受入協議会規則をここに公布する。

新潟県救急搬送・受入協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)第 35 条の 8 の規定に基づいて設置される新潟県救急搬送・受入協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 38 人以内で組織する。

2 委員は、法第 35 条の 8 第 2 項各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

(平 22 規則 14・一部改正)

(令 6 規則 14・一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、防災局消防課及び福祉保健部地域医療政策課において行う。

(令 3 規則 35・一部改正)

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 30 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 14 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 35 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年規則第 5 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。